

～鹿屋市中小企業等物価高騰対策支援事業～

エネルギー・資材価格の物価高騰の影響を受けた
商工業者の生産性向上や省力化等の取組を支援します！

◆補助対象者

■生産性向上や省力化等のため、新たな事業用設備等の導入に取り組む商工業者

◆補助内容

■補助率

小規模事業者 2/3 (上限 50万円)

中小企業者 1/2 (上限 100万円)

補助対象事業の詳細は
裏面に記載しています

■補助対象経費

事業で使用する機械・装置・器具・備品の新規導入に必要な経費
(導入に伴う運搬費及び取付工事費は対象になりません。)

※対象経費の合計額が小規模事業者の場合は30万円以上、中小企業者の場合は40万円以上となること。
ただし、購入する機械・備品等は1点当たりの価格が10万円以上であることが条件です。

◆補助要件

■市内に本社を有する商工業者であること。

■補助対象事業は、裏面に記載するものに該当し、目標数値基準を満たしていること。

■申請に必要な事業計画書を、鹿屋商工会議所又はかのや市商工会の指導を受けて作成すること。

■市税に滞納がない者

※その他、詳細はお問い合わせください。

◆申請期間

■令和8年6月1日(月)～令和8年12月21日(月)

※申請前に購入したものは、対象になりません。

申請先・問い合わせ

●鹿屋商工会議所 (TEL : 0994-42-3135)

●かのや市商工会 串良本所 (TEL : 0994-63-3032)

吾平支所 (TEL : 0994-58-6020)

輝北支所 (TEL : 099-486-1171)

申請書類は上記機関の他、鹿屋市商工振興課窓口でも受け取れます。

鹿屋市商工振興課 (TEL : 0994-31-1164)

補助対象事業一覧

補助対象事業	対象となる機械・備品等	事業計画における目標数値
① 新商品・ 新サービス開発	既存事業の販路開拓・売上向上につながるもの (具体的な例) ●EC販売向け新商品の開発、商品リニューアル等に必要な機器 ●新サービス開始に当たり必要な機器	・売上3% 以上向上
② 事業再構築	事業や業種の転換、事業再編につながるもの (具体的な例) ●飲食業から菓子製造業を開始するに当たり必要な機器 ●業態転換のため新たな製品の開発や販売に必要な機器	・売上3% 以上向上
③ 事業基盤整備・ 事業拡大	事業促進のため、生産性向上及び顧客満足度向上等につながるもの (具体的な例) ●店舗の陳列棚や空調設備など事業促進につながる機器 ●事業周知のために必要な電子看板等の備品	・売上3% 以上向上
④ DXの推進	デジタル技術活用による事業改革につながるもの (具体的な例) ●キャッシュレス決済導入に当たって必要な機器 ●オンライン事業への転換を図るために必要な機器 ●社内全体のデジタル化を図り、業務効率化につなげる機器	・経費3% 以上削減 ・作業効率20% 以上向上
⑤ カーボンニュー トラルへの対応	消費電力又はCO₂排出の抑制につながるもの (具体的な例) ●事業所のLED化に当たって必要な機器 ●電化製品の更新を図ることで省エネにつながる機器 ●脱炭素化を図り、環境保全につながる機器	・消費電力10% 以上削減 ・CO ₂ 排出量 20%以上削減

その他の注意点

- 国、県その他団体が実施する補助金等の交付を受けている又は受ける予定がある経費は補助対象外となります。
- 購入する機械・備品等については、鹿屋市内の事業者から調達してください。
- 購入先への支払い方法については、金融機関への振込に限ります。